

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 01

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値					
	方向				R3	R4	R5	R6	R7	
A	「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0	60.6	55.6	58.7	63.7	63.3
B	市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817	3,837	4,362	5,053	4,717	4,791
C	市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72	102	113	94	86	101
D	市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265	549	485	494	461	434
E	市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0	82.6	81.0	80.9	89.4	86.5

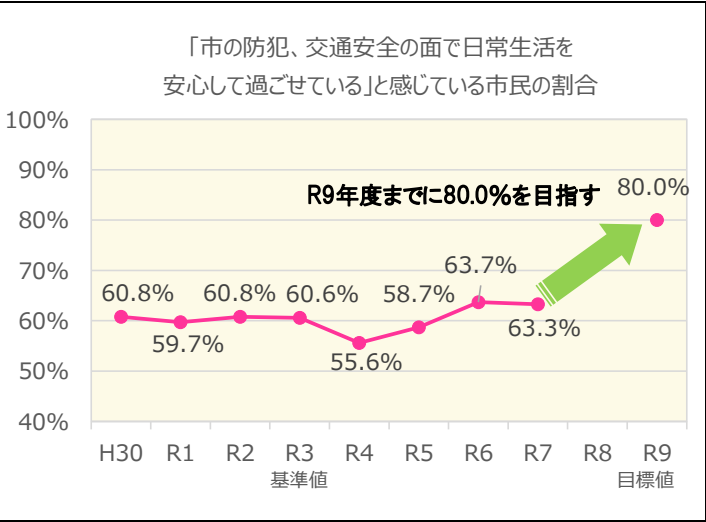
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】(目標指標A・B・C) (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 ①<暴力団排除の取組>暴力団排除活動推進会議を開催し、若年層が犯罪集団に巻き込まれない対策が必要であることを確認した。 ②<自転車盗難対策>自転車の施錠に対する啓発パトロールを行った結果、令和7年の自転車盗難認知件数は1,386件(前年比▲5.2%)に減少した。 ②<防犯カメラの設置運用>近隣市に市直営防犯カメラによる街頭犯罪の抑止効果等の聞き取りを行った結果、設置台数と犯罪抑止に相関関係は見受けられなかったが、市民の安心感には寄与することから、防犯カメラ設置補助の拡充を検討した。 ③<特殊詐欺対策>特殊詐欺認知件数が増加(前年比+15件)していることから、金融機関等と連携し、特殊詐欺防止の啓発を行ったほか、みんなのサマーセミナーでAIツールを活用した講義や出前講座等を実施した。 ④<犯罪被害者支援>令和8年3月に性犯罪被害者見舞金の新設などの条例改正を行い、被害者支援の内容の見直しを行った。 ⑤<町会灯助成事業について>町会灯助成事業の周知を図るため、支部長会や各地区の社協理事会で説明を行うとともに、各町会へ電話やはがきにより今後の活用意向などの働きかけを行った。令和7年度は、LED化更新工事への助成は19町会・55灯、電気代の支援は27町会・95灯に対し行った。	
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】(目標指標A・D) (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 ⑥<交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発>令和7年度重点地区(中央地区：明城・難波・難波の梅・竹谷小学校区)において自転車適正利用指導を101回行うとともに、中央地域課と連携して三和・中央商店街における自転車適正利用指導を19回、自転車教室等を3回開催し、重点地区における自転車関連事故件数の減少(R6:108件⇒R7:84件)につなげた。 ⑦<通学路安全対策>これまで各学校から要望のあった、路肩のカラー化など安全対策が必要である20件について、工事を完了した。また、令和7年度も各学校から要望を受けた22件について、対策内容を検討した。	
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】(目標指標E) (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 ⑧<消費者啓発>若者や就労者向けに消費者トラブルに関する情報収集等の意欲を引き出すため、啓発講座の内容を充実したほか、ホームページや啓発資料のデザインを工夫するなどし、事業者の新規採用者向け巡回講座(4回)と大学の新入生オリエンテーションで啓発講座(1回)を実施した。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	地域への防犯カメラ設置補助の拡充(街頭犯罪防止等事業)
2	犯罪被害者等支援策の見直しの実施(犯罪被害者等支援事業)
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・地域補助防犯カメラの設置促進に向けて、地域の実情にも寄り添いながら、関係部局が連携し、設置場所の調整などを行っていくことで、地域の安心感の醸成を図る。
・犯罪防止、交通事故防止に向けては、本市がこれまで実施してきた取組の効果検証や発生要因の分析を進める中で、警察や地域等の関係者と連携した実効性のある取組の検討につなげていく。あわせて、関係部局が連携し、犯罪や事故が発生しにくいハード面での環境づくりについて検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 02

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
担当当局		危機管理安全局			

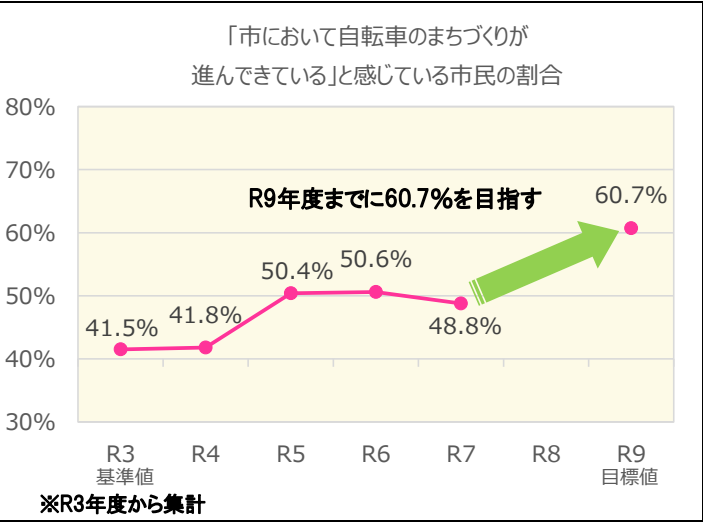
2 目標指標

指 標 名		方向		基準値 (R3)		目標値 (R9)		実績値				
								R3	R4	R5	R6	R7
A	「市において自転車のまちづくりが進んでいる」と感じている市民の割合	↑		41.5	%	60.7		41.5	41.8	50.4	50.6	48.8
B	ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数	↑		21,231	人	42,462		21,231	27,041	24,175	23,108	20,489
C	自転車走行環境の整備割合	↑		26.9	%	59.2		26.9	30.1	33.8	37.0	38.2
D	市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓		83	台	62		83	94	132	103	167
E												

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業の効率化
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 (目標指標A・B) (目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち”あまがさき”を目指す。 ①《ポータルサイトの充実による情報発信》 自転車利用者には有益かつ魅力的な情報を伝達するため、ポータルサイトのブログ更新のほか、SNSを毎月1回程度発信し、ポータルサイトの充実を図った。また、都市整備局と連携し、駐輪場マップに自転車等放置禁止区域を重ねるなど機能を充実させたほか、保健局と連携し、自転車でのフレイル予防について発信した。 ②《自転車のまちづくり推進計画の改定》 自転車のまちづくり推進計画の改定に向けて、庁内連携会議及び自転車のまちづくり推進協議会を開催し、シェアサイクルの走行軌跡等のデータに基づく現状把握や分析を行うとともに、計画の実効性等を明確にすることを確認した。 ③《シェアサイクル事業の推進》 公共的な交通手段であるシェアサイクルの利用を促進するため、サイクルポートを26か所追加し、182か所に増設したほか、プロポーザルにより令和8年度以降のシェアサイクル事業者の選定を行った。なお、令和7年度のシェアサイクルの延べ利用者数は約10万人となり、前年度と比べて約4万人増加している。	
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 (目標指標A・C) (目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。 ④《自転車走行環境の整備》 園田橋線の自転車レーン整備工事に着工するとともに、七松線(補完路線)等で、歩行者優先を示すピクトグラム設置など1.07kmの整備を行った。道意線などは整備に向けて関係機関との協議を実施した。	
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 (目標指標A) (目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。 ⑤《駐輪場の老朽化対策の推進》 他市の施設整備等の取組状況について周辺自治体等の調査を実施した。	
【迷惑駐輪対策の推進】 (目標指標D) (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。 ⑥《迷惑駐輪対策の推進》 平日の放置自転車が多い駅(阪急の全駅とJR立花、JR尼崎、阪神尼崎の計6駅)を対象に土・日・祝日の計10回(延べ20駅)実施した結果、総撤去台数は259台で1回当たりの平均撤去台数は12.9台となり、対象駅の平日の平均撤去台数10.0台と比べ多い結果となった。	

令和8年度の取組
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】 ①市民まつりなどの機会を捉えてポータルサイトの周知を図る取組に加え、ポータルサイトを活用した出前講座等を実施することで新規ユーザーを獲得する。 ①自転車のまちづくり推進計画の改定に合わせて、ポータルサイトの必要性について検証する。 ②③総合交通計画で公共的な交通として位置付けているシェアサイクルの普及促進に向けて、シェアサイクル事業者と連携し、サイクルポートの34か所の増設(182か所→216か所)を求めるなどにより、市内移動の利便性の向上を図るとともに、地域イベントなどの機会を捉え、認知拡大に取り組む。また、自転車のまちづくり推進計画の改定にあたっては、自転車の魅力の情報発信やシェアサイクルの普及促進、国の自転車活用推進計画を踏まえた改定を行う。 【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】 ④園田橋線の自転車レーン整備を進めるとともに、次に整備する道意線の令和9年度着手が円滑にできるように準備を進めていく。 【市立駐輪場の老朽化対策の推進】 ⑤管理運営手法の検討も加えた効率的な運用方針について検討する。また、施設の再投資に係るイニシャルコストの低減や利用状況等に応じた柔軟な使用料運用の実現に向けて調査・研究を進めていく。 【迷惑駐輪対策の推進】 ⑥引き続き土・日・祝日の撤去を行うことで、粘り強い啓発に努め、放置自転車の削減を目指す。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
・サイクルポートの増設や普及促進により、シェアサイクルの利用者数は大幅に増加しており、市民の交通利便性の向上やまちの魅力向上につながったと考えられる。 ・シェアサイクルについては、通勤・通学や買い物をはじめ、多様な用途に活用が可能であることから、利用者や周辺事業者等にとって有効な手段となるよう、幅広い視点から活用方法を模索するなど、実施事業者と連携し、更なる普及に向けた検討を進めていく。 ・交通反則通告制度(青切符)の導入など、自転車の安全利用に向けた法改正を好機と捉え、安全意識の普及啓発を進めるとともに、安全・安心な自転車走行環境の創出に向けて、自転車レーンの整備を着実に実施していく。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名： 生活安全
施策番号： 09 - 03

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	56.3	62.2	65.6	65.7	69.5
B	歩きタバコを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	43.9	55.8	60.3	67.5	76.5
C	駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	4	5	6	6
D	資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	46.8	55.3	54.0	50.6
E	市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0.0	6.3	5.6	6.5	14.9	19.8

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

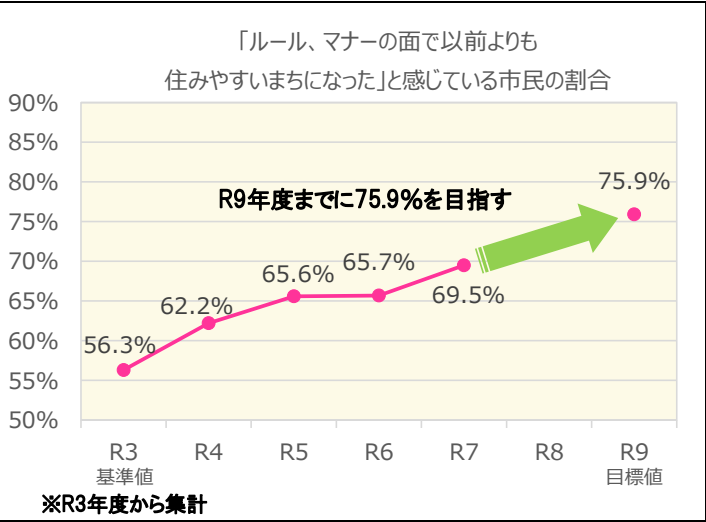
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】 (目標指標A) (目的)現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 ①《マナー向上推進チーム連携会議の実施》マナー向上推進チーム連携会議(連携会議)において、たばこ・ごみ・自転車のマナーに関する取組状況及び課題を共有した。特に、「吸い殻のポイ捨て」が市民の大きな関心事となっており、全庁的な課題であることを確認した。 ②《有名声優による音声啓発の実施》有名声優によるたばこ・ごみ・自転車のマナーに関する啓発音声を作成し、事業者等と連携して市内各所で放送するなど、市民や来街者等に対して、マナー向上の意識浸透を図った。	
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】 (目標指標A・B・C) (目的)歩きタバコの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 ③《路上喫煙禁止区域における過料徴収の実施》路上喫煙禁止区域において、たばこ対策指導員による巡回指導(925回)を実施し、556件の条例違反者に対し過料処分を行った(納付率94%)。 ④《路上喫煙禁止区域の指定》令和7年度は阪神武庫川駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、市内鉄道駅全ての駅(13駅)の指定が完了した。 ⑤《分煙環境の整備》平成29年に設置したJR尼崎駅南側喫煙所については、喫煙スペースが狭く、中に入れない利用者が喫煙所の外で喫煙しており、近くでバスを待っている市民等から副流煙の被害を訴える声が多かったことから、喫煙所の移設、拡張工事を行った。 ⑥《路上喫煙禁止区域等の周知啓発》新たな路上喫煙禁止区域や既指定区域に対し、啓発看板や路面シールを増設したほか、鉄道事業者や阪神バス、商店街振興組合と連携し、事業者が管理する施設等に啓発ポスターや啓発ステッカーなどを設置した。	
【廃棄物に関するルール遵守の推進】 (目標指標A・D) (目的)一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 ⑦《資源物の持ち去り対策》市民からの通報等154件をもとに、134回のパトロールを実施し、延べ55人に指導書、延べ4人に勧告書を交付した。また、自転車で空き缶を運んでいる延べ113人に対して口頭注意を行った。福祉的支援が必要と考えられる場合には、重層的支援推進担当と連携し、行為者情報の共有や生活課題の改善に向けた対応の検討を行った。 ⑧《ポイ捨て防止及び清掃活動》関係部局と協働し、「Goodマナー＆グリーンキャンペーン」を新たに阪急園田駅前で行うなど計5か所の駅前で展開し、延べ694人が参加したほか、まちなみ美化に取り組む登録団体であるクリーンフェローが、79団体まで増加しており、市民主体の美化活動の広がりが見られた。また、ポイ捨て等の常習箇所である大庄武庫線JRアンダーパスでは、試行的に監視カメラを設置するなどの対策に取り組んだほか、外国籍住民によるポイ捨てが報告された場所では、4か国語による注意喚起掲示を行うなど、実情に応じた対策により抑止効果の向上を図った。	
【交通安全の遵守と交通マナーの向上】 (目標指標A・E) (目的)交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 ⑨《交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発》警察や交通安全協会と共に、道路交通法などの法令遵守や交通反則通告制度(青切符)の周知と啓発を中心とした交通安全教室を各地域課実施のイベント等も含めて約300回実施し、約3万人が参加した。 ⑩交通安全反則通告制度の周知啓発は、市報やホームページのほか、冊子を活用した交通安全教室やイベントや公用車での音声啓発等を行った。	

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	地域とともに考えるマナー向上(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	受動喫煙対策等の強化(過料徴収の実施)(たばこ対策推進事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・たばこ対策推進条例に基づき、これまでに、市内全鉄道駅を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、たばこ対策指導員による定期的な巡回指導を行うなど、望まない受動喫煙の防止に資する取組を積極的に推進してきた結果、条例の認知度は向上しつつある。
・たばこ対策の更なる推進に向けては、歩きタバコやポイ捨ての減少など、市民の実質的な行動変容について、駅前エリアを中心としたモニタリング調査等により現状把握を進める中で、これまでの取組の効果検証を行い、今後の効果的な事業実施につなげていく。
・また、分煙環境の更なる整備に向けて、民間団体が設置する一定の公共性を持つ喫煙所について、適切な場所・形態で設置されるよう、引き続き、設置団体が抱える課題把握を進める中で、ニーズに即した新たな支援の仕組みを検討していく。

主要事業の提案につながる項目